　指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の運営規程の記載例

＊下記は記載例であり、記載内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません。

　（事業の目的）

第１条 ○○法人○○（以下「事業者」という。）が開設する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能　　力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、　　その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管　　　理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事　　　業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め　　　るとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

　（事業所の名称等）

第３条　居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 ○○法人○○

（２）所在地　岡山県○○市………

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　居宅療養管理指導等を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。※員数については「○名以上」の表記も可能

（１）医師　　 人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

　 居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等

　に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに

　限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法

　等についての指導及び助言を行う。

（２）歯科医師　　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

　　居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業

　者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うも

　のに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護

　方法等についての指導及び助言を行う。

（３）薬剤師　　　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

医師又は歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行う。

（４）歯科衛生士　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、実地指導を行う。

（５）管理栄養士　人（常勤　　　人、非常勤　　　人）

医師が厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は低栄養状

　態にあると判断した場合に、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、栄養管理に係る情報

　提供及び指導又は助言を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　居宅療養管理指導等を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。ただし、土曜日は、午前○時から午後○時までとする。

　（事業の内容）

第６条 居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

（１）要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

（２）居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

（３）要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。

（４）その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

　（居宅療養管理指導等の種類）

第７条　提供する居宅療養管理指導等の種類は、○○(従業者の職種)によるものとする。

　（利用料その他の費用の額）

第８条　居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を徴収することができる。

３　前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

　（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市、△△町、□□町の区域とする。

（衛生管理）

第10条　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

　（苦情処理）

第11条　事業者は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者及びその家族からの苦情に　対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき　事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。※（1）、（2）及び（4）は、令和9年3月31日までの間は努力義務

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）※令和9年3月31日までの間は努力義務

第15条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第16条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して居宅療養管理指導等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても居宅療養管理指導等の提供を行うよう努めるものとする。※事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に居宅療養管理指導等を提供する場合は記載。

　（その他運営に関する重要事項）

第17条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

（１）事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。

（２）従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（３） 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契　約の内容とする。

（４）事業者は、適切な居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（５）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人○○会が定めるものとする。

　附則

この規程は、令和△年△月△月から施行する。